

「中小企業振興部」紹介

Q 中小企業振興部では、中小企業の方々に生産設備の貸付けや取引のあっせんなどの支援を行っていると同っておりますが、それら支援メニューの中で、まず設備貸与制度についてお聞かせいただけますか。

A 私どもが行っております設備貸与制度は、県内の小規模企業者の方々が経営基盤の強化のために新たに設備の導入を検討しているものの、資金の調達でお困りの企業さんによって、その希望される設備を、私ども財団が商社やメーカーから直接購入し、長期かつ低利でご利用いただくものでございます。

この貸与制度には、返済終了後、企業さんに所有権が移転する「割賦制度」と期間を決めて賃貸する「リース制度」の2種類があり、利用される企業さんが自由に選択出来るものです。

Q 割賦制度とリース制度の違いについてもう少し詳しくご説明いただけますか。

A 割賦制度は、設備代金の1割を契約時に保証金として前納していただくことになっております。

しかし、この保証金は企業からの最終の支払分に充当させていただくものです。

また、ご返済については5年から7年間で均等の半年賦払いとなっております。

次に、リース制度は、設備の法定耐用年数により3年から7年の期間で毎月リース料を支払っていただくものです。

Q これら貸与制度を利用する上での条件を教えてください。

A この制度の貸付対象は、原則として製造業や建設業では従業員数が20名以下、また商業やサービス業では5名以下のいわゆる小規模企業者となっております。

しかし、従業員数が20名以上の企業につきましてもご利用いただける場合がございますので、詳しくは財団振興部へお問い合わせをいただきますようお願いいたします。

Q 取引あっせん等の支援も行っているとのことですが、それはどのようなことでしょうか。

A 県内の中小企業の皆様に対し、お仕事のあっせん紹介や取引上のトラブル等についての相談も行っております。

Q 取引のあっせんとは具体的にどのようなことですか。

A 取引あっせんとは、仕事を出したい企業（発注企業）、また反対に仕事を受けたい企業（受注企業）双方の取引に係る情報を収集して、両者の間を仲介する、いわば仲人のような仕事です。

Q 取引あっせんで具体的に取組まれているようなことはありませんか。

A 私どもでは、県内下請企業の皆様の受注機会の増大を図るため、毎年県内外（主に県外）の発注企業を愛媛県にお招きして、県内の下請中小企業との間で企業間による「お見合い」とも言える商談会を開催しております。

Q 企業間のお見合いとは面白い事業ですね。
商談会の内容についてお聞かせいただけますか。

A 私どもが行っております商談会は、機械金属に関係する業種を対象に実施しております。ご存じない方もいらっしゃるかも知れませんが、本県の機械金属関連中小企業のレベルは全国的に見ても高く、すばらしい技術や技能を有する企業が数多くございます。

これら企業は当然のこととしてモノ作りの面では優れておりますが、保有する技術や技能をより広くPRするという営業活動面では弱い所もございます。

このため、私ども財団では、県内の中小企業に発注が期待できる、県外を中心とした発注企業の外注担当者を本県にお招きして、県内中小企業との間で個別面談を行っていただく出合いの場ともいえる面談会を毎年開催しております。

Q 商談会は毎年実施しているとのことですが、その成果などを教えていただけますか。

A 昨年は、発注企業26社と県内受注企業73社の参加を得て開催し、商談件数は335件とこれまでにない成果を上げることができました。

下請取引上のトラブル等に対応する「下請かけこみ寺相談窓口」も開設しておりますので、取引問題でお困りのことがあれば、お気軽にご相談下さい。